

山形県地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

第1 山形県と県内市町村が共同して実施する地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 やまがた創生総合戦略及び県内の市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山形県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山形県と県内市町村が共同して、地方就職学生支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 地方就職学生支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、山形県と県内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、山形県が代表して行うものとする。

(事業の概要)

第4 地方就職学生支援事業の概要は、東京圏の大学を卒業して、山形県の企業に就職する者が、第5(1)①及び②の要件を満たす場合に、山形県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付するものである。

(事業の詳細)

第5 山形県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担い、市町村は、申請者からの地方就職支援金の申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、最大11,900円の地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうち条件不利地域(過

疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く地域のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。

- b 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 山形県に所在する企業に就職することが内定している。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、山形県内に移住する意思を有している。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他山形県及び市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が山形県内に所在すること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 山形県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

③ 申請・支給方法

（ア）申請

地方就職支援金の申請者は、毎年度10月1日から2月末日までの間に、申請書（様式1）、内定先企業による証明書（様式2）、在学証明書、交通費の

領収書、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

a 申請書（様式1）（移住後、継続して居住する意思の宣誓）

※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

b 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

c 在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）

d 交通費の領収書

e 内定先企業による証明書（様式2）（内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓）

※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの

f 移住元の住所が確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

g 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（イ）支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

（2）地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

（ウ）申請日から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合

（ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く）

（エ）就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

（オ）申請先市町村への転入日から3年未満で申請先市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山形県に共有することとする。

(財源の負担割合)

第6 地方就職支援金及び地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山形県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、山形県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金及び地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(協力)

第7 山形県と市町村は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、山形県が県内市町村等との協議等を行い定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。